

○草加市既存住宅耐震改修補助金交付要綱

平成20年3月31日

告示第187号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、草加市建築物耐震改修促進計画の耐震化を促進するための基本的な考え方にに基づき、既存住宅の耐震化の促進及び震災時の住宅の倒壊による被害の軽減を図るため、市内における既存住宅の耐震改修を実施する当該住宅の所有者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（平21告示207・平26告示309・平28告示483・令5告示227・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 草加市既存住宅耐震診断補助金交付要綱（平成13年告示第91号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する住宅をいう。
- (2) マンション マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (3) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第4号及び第5号に規定する耐震診断で同要綱第3条に規定する者により実施するものをいう。
- (4) 木造住宅一般耐震改修 耐震診断による安全性の上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、当該上部構造評点が1.0以上になるように補強することをいう。
- (5) 木造住宅簡易耐震改修 耐震診断による安全性の上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、当該住宅の上部構造評点の向上に寄与しない工法で、次の各号のいずれかの措置を講ずることをいう。
  - ア 当該住宅が倒壊した場合において、安全な生存空間を確保するための耐震シェルター等をその内部に設置するもの
  - イ 当該住宅の屋根ふき材を改修し、固定荷重の軽減を図るもの
  - ウ 当該住宅が倒壊した場合において、安全な生存空間の確保が見込める寝室等の補強その他これに類する補強で同等以上の効果が見込めるもの

(6) マンション耐震改修 耐震診断の結果、構造耐震指標Is値（以下「Is値」という。）が0.6未満のマンションについて、耐震改修を行うことによりIs値が0.6以上となるものであり、耐震改修設計の安全性を公的機関又はこれに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）が適正と認めたものをいう。

(7) 設計者 木造一般耐震改修については一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者、マンション耐震改修については一級建築士の資格を有する者をいう。

（平21告示207・全改、平26告示309・平26告示1192・令元告示400・一部改正）

（補助対象となる耐震改修）

第3条 補助金の交付の対象となる耐震改修は、木造住宅一般耐震改修、木造住宅簡易耐震改修又はマンション耐震改修とする。

（平21告示207・追加、平26告示309・一部改正）

（補助対象建築物）

第4条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、補助対象建築物が都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していることが明らかなきときは、この限りでない。

(1) 木造住宅 平成12年5月31日以前に建築確認を受け、工事に着手されたもので、耐震診断によって安全性の上部構造評点が1.0未満と判定され、当該住宅の所有者（個人に限る。）本人が1年以上居住しているもの（当該住宅の所有者が複数いる場合は、第8条の申請者以外の共有者全員の同意を得ているものに限る。）とする。

(2) マンション 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、工事に着手したもので、耐震診断によってIs値が0.6未満と判定され、次の要件を満たすものとする。

ア 全戸数（居住の用に供するものに限る。以下同じ。）の半数以上の住戸に区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が居住しており、マンション管理組合その他区分所有者の集会（以下「管理組合等」という。）において、耐震改修の実施の決議がなされたもの

イ 延床面積が1,000平方メートル以上かつ地階を除く階数が3階以上で、耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

(平26告示309・全改、令元告示400・令5告示227・一部改正)

(耐震改修工事施工者)

第5条 耐震改修の工事施工者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅一般耐震改修及び木造住宅簡易耐震改修 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者又は草加市小規模契約希望者登録をしている者とする。
- (2) マンション耐震改修 耐震改修設計を行った設計者が工事監理を行い、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。

(平26告示309・全改)

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅一般耐震改修及び木造住宅簡易耐震改修 補助対象建築物を所有し、1年以上自ら居住しているもの(個人に限る。)とする。ただし、市税を滞納している場合は、この限りでない。
- (2) マンション耐震改修 管理組合等又は管理組合等において区分所有者を代表する者として選出されたものとする。

(平26告示309・全改)

(補助金の交付額等)

第7条 木造住宅一般耐震改修に対する補助額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) 改修に要した費用の23パーセントに相当する額で、300,000円を限度とした額。ただし、次のア及びイに掲げる加算できるものとする。

ア 改修に要した費用の2.5パーセントに相当する額で、50,000円を限度とした額

イ 補助金の交付を受けることができる者が65歳以上の場合は、200,000円

- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

2 木造住宅一般耐震改修の補助金の交付にあたっては、あらかじめ補助額から前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 木造住宅簡易耐震改修に対する補助金の交付額は、次に定める額とする。

(1) 第2条第5号ア及イに定める改修は、当該改修に要した費用の23パーセントに相当する額で、200,000円を限度とした額

(2) 第2条第5号ウに定める改修は、当該改修に要した費用の23パーセントに相当する額で、100,000円を限度とした額

(3) 前各号に定める改修のうち、2以上の改修を合わせて行う場合は、当該改修に要した費用の23パーセントに相当する額で、200,000円を限度とした額

4 マンション耐震改修に対する補助額は、1棟につき次の各号に掲げる額の合計額とし、毎年度予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 改修に要した費用（延床面積に床面積1平方メートルにつき50,200円（免震工法等特殊な工法による場合は83,800円）を乗じた額を限度とする。）の23.0パーセントに相当する額で、2,000,000円を限度とした額

(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額

5 マンション耐震改修の補助金の交付にあたっては、あらかじめ補助額から前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

6 第1項、第3項及び第4項の補助金の交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

7 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回限りとする。

（平21告示207・旧第5条繰下・一部改正、平24告示213・平26告示309・平28告示483・令3告示285・令5告示227・一部改正）

（交付の申請）

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、当該耐震改修を実施する前に、草加市既存住宅耐震改修補助金交付申請書（木造住宅一般耐震改修又は木造住宅簡易耐震改修の場合にあつて第1号様式、マンション耐震改修の場合にあつては第2号様式とする。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅一般耐震改修又は木造住宅簡易耐震改修

ア 耐震改修に係る木造住宅の案内図及び配置図

イ 耐震改修に係る木造住宅の現況写真

ウ 当該申請を行った補助対象者（以下「申請者」という。）の住民票

エ 耐震改修に係る木造住宅の確認済証の写し又は建築時期が確認できる書類

オ 耐震改修に係る木造住宅を申請者が所有していることを証する書類

カ 耐震改修に係る木造住宅を所有している者が複数の場合は、申請者以外の共有者全員が耐震改修の実施に同意していることを証する書類

キ 耐震改修に係る木造住宅の耐震診断の結果（上部構造評点が1.0未満であるものに限る。）を示す書類

ク 耐震改修に係る木造住宅の耐震改修工事計画図面及び耐震改修計画に伴う耐震診断の結果（一般耐震改修の場合に限り、上部構造評点が1.0以上となるもの）を示す書類

ケ 耐震改修に係る木造住宅の耐震改修工事の見積書（耐震改修に係る部分の見積額が分かるものに限る。）

コ 工事施工者の建設業許可書又は草加市小規模契約希望者登録受付票の写し

サ 耐震診断補助要綱第3条第1号に定める資格を有することを証する書類

シ その他市長が必要と認める書類

(2) マンション耐震改修

ア 耐震改修に係るマンションの案内図及び配置図

イ 耐震改修に係るマンションの現況写真

ウ 耐震改修に係るマンションの確認済証の写し又は建築時期が確認できる書類

エ 耐震改修に係るマンションの耐震診断の結果（ $I_s$ 値0.6未満）を示す書類（公的機関等が適正と認めた書類を含む）

オ 耐震改修に係るマンションの耐震改修工事計画図面及び耐震改修計画に伴う耐震診断の結果（ $I_s$ 値が0.6以上となるもの）を示す書類（公的機関等が適正と認めた書類を含む）

カ 耐震改修に係るマンションの耐震改修工事の見積書（耐震改修に係る部分の見積額が分かるものに限る。）

キ 設計者の建築士資格証等の写し

ク 工事施工者の建設業許可書の写し

ケ 管理組合等において当該耐震改修の実施についての決議がなされたことを証する書類

コ 全戸数の半数以上の住戸に区分所有者が居住していることを証する書類

サ その他市長が必要と認める書類

（平26告示309・全改、令元告示400・令3告示285・一部改正）

(交付決定通知等)

第9条 規則第8条第1項又は第2項の規定による通知は、草加市既存住宅耐震改修補助金交付決定・否決決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに耐震改修の工事施工者と当該耐震改修工事に係る工事請負契約を締結し、工事に着手しなければならない。

(平21告示207・旧第7条繰下・一部改正、平26告示309・令5告示227・一部改正)

(変更等の承認申請)

第10条 規則第7条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは、速やかに草加市既存住宅耐震改修内容変更承認申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微であり、費用に変更が生じない場合は、この限りでない。

(1) 変更後の耐震改修工事計画図面及び木造住宅一般耐震改修においては、耐震改修計画に伴う耐震診断の結果(上部構造評点が1.0以上となるもの)、マンション耐震改修においては、耐震改修計画に伴う補強設計の結果(Is値0.6以上となり、公的機関等が適正と認めたもの)を示す書類

(2) 変更後の耐震改修工事の見積書(耐震改修に係る部分の見積額が分かるものに限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第7条第1項第2号による承認を受けようとするときは、草加市既存住宅耐震改修中止等承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市既存住宅耐震改修内容変更承認・不承認通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市既存住宅耐震改修中止等承認・不承認通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(平21告示207・旧第8条繰下・一部改正、平26告示309・令元告示400・令3告示285・令5告示227・一部改正)

(耐震改修工事中の実地検査)

第11条 市長は、状況に応じて必要と認める場合は、市の建築主事等に耐震改修工事中の建築物の実地検査を行わせることができるものとする。

(平21告示207・旧第9条繰下・一部改正、平26告示309・一部改正)

(実績報告)

第12条 補助事業者は、規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市既存住宅耐震改修実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事施工箇所の写真
- (2) 耐震改修工事費用の内訳書
- (3) 耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月1日までに行わなければならない。ただし、市長が当該期限を変更し、又は延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による実績報告があったときは、当該報告の内容を審査するものとする。この場合において、市長が審査のために必要と認めるときは、市の建築主事等に耐震改修を行った建築物の実地検査を行わせることができるものとする。

(平21告示207・旧第10条繰下・一部改正、平24告示213・平26告示309・平28告示611・令3告示285・令5告示227・一部改正)

(交付額の確定通知)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告の審査の結果、耐震改修が適正に行われたと認めるときは、規則第14条の規定による草加市既存住宅耐震改修補助金交付額確定通知書(第9号様式。次条において「交付額確定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(平21告示207・旧第11条繰下・一部改正、平26告示309・令3告示285・令5告示227・一部改正)

(交付の請求)

第14条 補助金の請求をしようとするときは、草加市既存住宅耐震改修補助金交付請求書(第10号様式)に交付額確定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない

い。

(平21告示207・旧第12条繰下・一部改正、平26告示309・令3告示285・令5告示227・一部改正)

(交付決定の取消し)

第15条 規則第16条第3項において準用する規則第8条に規定による通知は、草加市既存住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書(第11号様式)によるものとする。

(平21告示207・旧第13条繰下・一部改正、平26告示309・令3告示285・令5告示227・一部改正)

(補助金の見直し)

第16条 補助金は、令和8年度までに見直しを行うものとする。

(平21告示207・旧第14条繰下・一部改正、平24告示213・平27告示235・平30告示163・平31告示365—2・令3告示285・令6告示239—3・一部改正)

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平21告示207・旧第15条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第207号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第213号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第309号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第1192号)

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則 (平成27年告示第235号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第483号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則（平成28年告示第611号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第265号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第163号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第365—2号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第400号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第285号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草加市既存住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する補助金から適用し、同日前に交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第227号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草加市既存住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する補助金から適用し、同日前に交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第239—3号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。